

議案第97号 交野市コミュニティバスの運行に関する条例の制定について

1. 条例制定の目的

市内バス路線の一部廃止に伴い、地域住民の交通手段の確保を図り、公共の福祉に資するため、交野市コミュニティバス(以下「コミュニティバス」という。)を設け、道路運送法(昭和26年法律第183号)第78条第2号及び第79条の規定により、国土交通大臣の登録を受けて自家用有償旅客運送を行うことについて、必要な事項を定めるもの。(施行期日:規則で定める日)

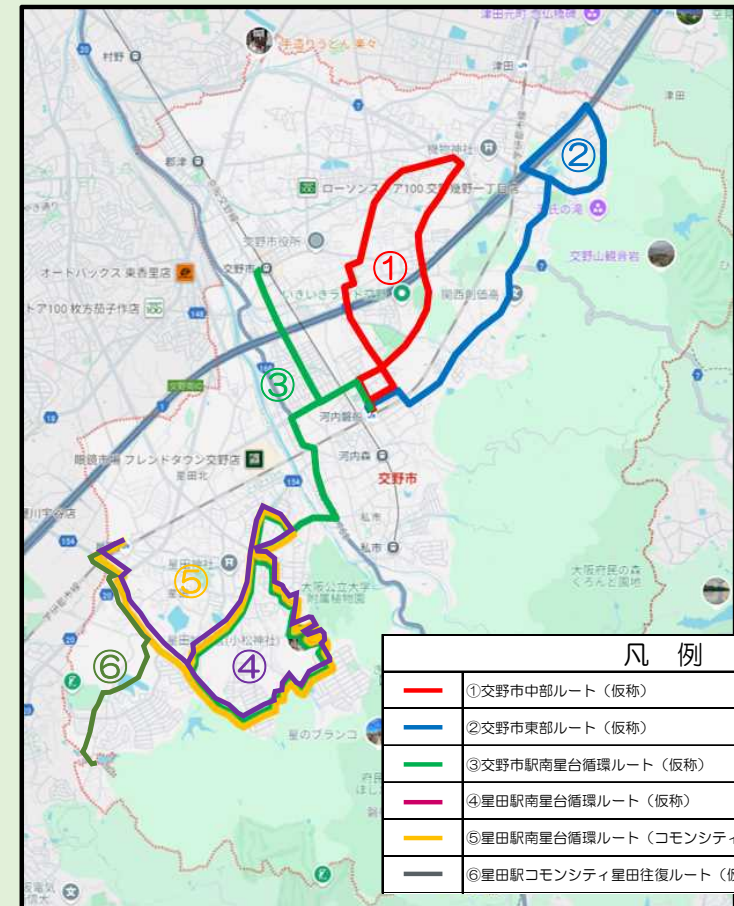
2. 条例制定の主な内容

路線について(第2条関係)

コミュニティバスの路線は、道路運送法第79条の登録を受けた路線とする。

<予定>

- ①交野市中部ルート
- ②交野市東部ルート
- ③交野市駅南星台循環ルート
- ④星田駅南星台循環ルート
- ⑤星田駅南星台循環ルート
(コモンシティ星田経由)A・B
- ⑥星田駅コモンシティ星田往復ルート



凡 例	
①	交野市中部ルート(仮称)
②	交野市東部ルート(仮称)
③	交野市駅南星台循環ルート(仮称)
④	星田駅南星台循環ルート(仮称)
⑤	星田駅南星台循環ルート(コモンシティ星田経由)A・B(仮称)
⑥	星田駅コモンシティ星田往復ルート(仮称)

議案第97号 交野市コミュニティバスの運行に関する条例の制定について

2. 条例制定の主な内容

使用料について（第6条関係）

利用者は、別表で定める使用料を納付しなければならない。

(1) 普通旅客使用料

区分	金額
大人	1人1乗車あたり200円
小児・幼児	1人1乗車あたり100円
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳を有している大人	1人1乗車あたり100円
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳を有している小児・幼児	1人1乗車あたり50円

(2) 定期旅客使用料

区分		通勤	通学
1か月	大人	9,000円	7,200円
	小児・幼児	—	3,600円
3か月	大人	25,650円	20,520円
	小児・幼児	—	10,260円
6か月	大人	48,600円	—
	小児・幼児	—	—

※身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を有している方については、大人の定期旅客使用料のみ3割引

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和6年12月定例会

	議案の 件名	議案第97号 交野市コミュニティバスの運行に関する条例 の制定について	政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ <input type="checkbox"/> ）			
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
市内バス路線の一部廃止に伴い地域住民の交通手段の確保を図り、公共の福祉に資するため、交野市コミュニティバスを設け、道路運送法(昭和26年法律第183号)第78条第2号及び第79条の規定により、国土交通大臣の登録を受け、自家用有償旅客運送を行うことについて、必要な事項を定めるもの。		大阪府下では、河南町、岬町、河内長野市、太子町、千早赤阪村、寝屋川市、四條畷市で実施。					
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉	〈将来にわたる効果及びコストの状況〉						
市内バス路線の一部廃止に伴い緊急対策として市民の移動手段の確保が求められている。	条例に基づくコミュニティバスを設置することで、市民の移動手段を確保することが可能となる。 コミュニティバスの運行にあたっては運行事業費が発生する。						
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉					
令和6年10月1日に開催された交野市地域公共交通会議にて地域における必要な旅客輸送を確保する必要があり、緊急対策として自家用有償旅客運送での移動手段の確保を行うことが承認された。また、令和6年11月27日に開催された交野市地域公共交通会議にて運行計画について承認され、京阪バスが路線廃止予定の令和7年3月23日から自家用有償旅客運送での実施について確認された。		まちづくりの目標	目 標	4 みんながつどい交流し、活力が生まれるまち			
		政策分野または経営方針	分野・方針	1 9 道路・公共交通			
		施策	施 策	2 公共交通の維持・継続			
〈市民参加の状況〉		○その他の計画（該当する場合のみ）					
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		計画名称	交野市における今後の公共交通（鉄道を除く。）のあり方				
		策定年度	平成31年4月				
		計画期間					
〈政策等の実施時期〉		規則で定める日					
担当部局		担当課	添付資料（有の場合は、その名称）				
都市まちづくり部		都市まちづくり課	<input checked="" type="checkbox"/> 無 参考資料				